

出雲市建設工事仕様書

農林基盤課

確 認

担 当

安達 毅

濱田 昌敏

工事名		林道毛津線落石対策工事			
工事場所		出雲市湖陵町畑村地内			
工事種別		一般土木工事	建設工事の種類	土木一式工事	
契約の方法及び条件	契約方法	一般競争入札(簡易型)			
	電子入札	該当			
	入札・見積日時	入札公告のとおり			
	入札・見積場所	入札公告のとおり			
	入札時積算内訳書	要します。			
	建設リサイクル法	対象工事ではありません。			
	入札保証金	免除します。			
	契約保証金	要します。(契約金額の1/10以上)			
	連帯保証人	要しません。			
	前払金	します。(契約金額の4/10以内)			
	中間前払金	します。(契約金額の2/10以内)			
	部分払	しません。			
	最低制限価格	設定します。			
	調査基準価格	設定しません。			
	施工期限	130日			
	質疑・応答	入札公告のとおり			
	現場説明	実施しない。			
	再度入札	1回までです。			
その他					
契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	完成年月日	請負金額
	当初契約				
	変更契約				
	変更契約				
	変更契約				
	請負者住所・氏名				
監督員					

その他条件	1.入札に当たっては出雲市契約規則を承知しておこなってください。 2.電子入札の場合は、市が指定する認証方法を用いないでした入札は無効とします。 3.郵便による入札は禁止します。 4.落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 5.紙入札において、代理入札の場合は委任状を提出してください。 6.出雲市税の滞納がないこと。 7.入札に参加しようとする者の間に次に示す資本関係又は人的関係がないこと。 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (イ)親会社と子会社の関係にある場合 (ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ②人的関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (ロ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。 その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 8.落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。 9.専任技術者の配置について 1)請負代金の額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事については、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。 2)入札日以前又は入札当日において、他の工事を受注又は落札したことによって専任技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札参加資格を失うため、入札辞退届を提出すること。 3)落札後において、専任技術者の重複等によって専任技術者の配置ができないことが明らかとなった場合は、契約前であれば契約を締結しないこともあり得る。また、契約後であれば契約を解除することもあり得る。
その他特記事項	・本工事は週休2日(発注者指定型)の対象工事である。

位置図



工事特記仕様書

令和8年度 出雲市農林水産部農林基盤課

第1条 適用

本特記仕様書は出雲市農林水産部農林基盤課発注の工事に適用する。

なお、本特記仕様書に記載のない事項については、最新版の島根県農林水産部および土木部発行「島根県公共工事共通仕様書」並びに「島根県公共工事共通仕様書特記事項）」によること。

第2条 届出等の様式

工事に関する届出等の様式については、出雲市ホームページ内の下記によること。

- (1) 出雲市建設工事基本様式集

(<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1556330654651/index.html>)

- (2) 週休2日工事関係様式

(<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1646722499919/index.html>)

第3条 現場代理人の兼務

次の要件を全て満たす建設工事で、同一の現場代理人が、工事現場の運営・取り締りするうえで支障がない場合は、出雲市及び出雲県土整備事務所が発注する建設工事と、現場代理人の兼務を行うことが出来る。

- (1) 携帯電話等により発注者との連絡が容易にとれる。
- (2) 工事内容および規模において管理が困難ではない。
- (3) 兼務の箇所数は概ね3工事までとする。ただし、令和3年度及び令和5年度に発生した豪雨等による災害復旧工事（改良復旧工事を含む）を兼務する工事に含む場合は、兼務の箇所数は概ね5工事までとする。
- (4) 市内の現場に限る。
- (5) それぞれの工事の監督員の承認を必要とする。（様式は「工事打合簿」）

第4条 団体等加入車両の使用促進

「貨物自動車運送事業法」「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法に規定する団体等への加入車両の使用を促進すること。

第5条 工事用機材と下請負人の使用

受注者は工事用機材及び下請負人について、原則として市内に営業所を有するものから使用するものとする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

第6条 成績評定

- 1 工事請負代金額が500万円以上の工事について、成績評定を行う。
- 2 加点評定する創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献に関する項目において、具体的な内容が施工計画書に記載され、または事前に受注者から所定の様式により提出されたものについて、それらの具体的な内容が加点項目に該当すると判断されれば加点するものとする。

第7条 熱中症対策に係る現場管理費補正について

この工事は、熱中症対策に係る現場管理費補正の対象工事である。その取扱いは島根県公共工事共通仕様書特記事項による。

第8条 ワンデーレスポンスの実施について

- 1 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
- 2 発注者が、受注者からの質問、協議に対する回答について、基本的に「その日のうち」（土・日・祝日を除く24時間以内）に回答するよう対応することにより、適切な工程管理に資することを目的とする。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受発注者で協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に実施することもワンデーレスポンスに含まれる。

- 3 受注者は、協議の必要が生じた際には、速やかに主任監督員及び監督員の双方に、必要な資料を添付した工事打合簿をメールにて送信すること。（主任監督員のいない工事については担当係長にメールを送信すること）

なお、受注者はメールを送信する際には、件名に「●●工事協議」と必ず記載すること。

《例》 「●●工事協議 擁壁構造変更について」

- 4 受注者は、工事打合簿の回答希望日を必ず記載すること。
- 5 発注者は、受注者からの協議に対し速やかに、メールで回答を行うものとする。

なお、即日回答が困難な場合は、受発注者で協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に実施する。
- 6 受注者は、発注者がワンデーレスポンスの効果・課題等を把握するための調査を実施する際には、協力すること。

第9条 週休2日工事について

- 1 本工事は、週休2日工事の対象工事である。
- 2 「週休2日工事」における「週単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての週で曜日を問わず1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態（以下「週単位の週休2日」という。）をいう。ただし、受注者の責によらず1週間に2日以上現場閉所ができない場合は、翌週以降に振替日を設けることができる。
- 3 「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、全ての月で週休2日相当（4週8休以上）の現場閉所を行ったと認められる状態（以下「月単位の週休2日」という。）をいう。
- 4 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置又は測量の開始）から工期末の20日前までの期間のうち非対象期間を除いた期間をいう。
- 5 「非対象期間」とは、次に該当する期間を含む1週間とする。1週間は月曜日から日曜日までとする。

ア 工期の始期日（契約上の着手日）から工事着手日までの期間

イ 工期末の20前までの期間

ウ 年末年始6日、夏季休暇3日の期間

エ 工場制作のみの期間

オ 工事全体を一時中止している期間

カ 発注者が週休2日の対象外とする期間

- 6 「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

- 7 受注者は、発注者指定型においては、契約後、週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに休日等取得計画表（様式は出雲市ホームページに掲載）等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。

受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に工事打合せ簿に書面（別紙様式1 様式は出雲市ホームページに掲載）を添付し報告するとともに、あわせて、週休2日を希望する場合には、休日等取得計画表（様式は出雲市ホームページに掲載）等を工事打合せ簿に添付し提出する。

- 8 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表（様式は出雲市ホームページに掲載）等を工事打合せ簿に添付し提出しなければならない。翌週以降に振替日を設けたうえで週単位の週休2日を達成した場合は、備考欄等に振替日を設けた理由を記載すること。監督職員は、その理由が受注者の責によらないものであるかを確認する。

なお、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休

日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督職員等から求められた場合に提示すること。

また、休日等取得実績表の提出にあたり、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。

- 9 発注者は、発注者指定型においては、発注時点でそれぞれの経費に月単位の週休2日の補正係数を乗じるものとし、週単位の週休2日を達成した場合は、精算時に週単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日を達成することができなかった場合は、補正なしとして変更するものとする。

発注者は、受注者希望型においては、発注時点で補正せず、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

(1) 現場の閉所状況

①週単位の週休2日

対象期間において、全ての週で現場閉所率が28.5%（2日／7日）以上の場合をいう。ただし、地元対応、天候や災害等の受注者の責によらない理由により1週間に2日以上以上の現場閉所ができない場合は、振替日を翌週以降とすることができる。

また、1週間の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合をいう。ただし、週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(2) 補正係数

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
週単位の 週休2日	1.02 (1.02)	1.02 (1.05)	1.03 (1.06)
月単位の 週休2日	1.02 (1.02)	1.01 (1.04)	1.02 (1.05)

※下段括弧書の数値は、土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）を適用する工種（ほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、管構成工事、畑かん施設工事、干拓工事、海岸工事、コンクリート補修工事、ため池工事、その他土木工事（1）、その他土木工事（2）、フィルダム工事、コンクリートダム工事）

※市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。

土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

別表1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
鉄筋工（太径鉄筋含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接工）		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
木材チップ植生基材吹付工		1.01	1.01
道路植栽工	植栽	1.02	1.02
	剪定	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋面防水工		1.01	1.01
グルーピング工		1.00	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設 及び支管取付工	1.01	1.01

※「木材チップ現地破碎工」、「大型ブロック工」については、「建設工事積算基準第15編（単価）」による。

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 F R P シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (植生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

※「ペイント式(手動)」については、「建設工事積算基準第 15 編(単価)」による。

- 9 提出された休日等取得実績表に虚偽の記載が工事中又は工事完了後に判明した際には、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

第10条 情報共有システムの利用について

- 1 情報共有システムの利用を希望する場合は、事前に監督員に利用の申し出をすること。
- 2 発注者が、利用を認めるシステムは下表のとおりとする。

システム名称	提供会社
現場クラウドO n e	(株)現場サポート
電納A S P e r (デソノウェア)	(株)建設総合サービス
工事監理官	日本電気(株)
information bridge	(株)アイサス
情報共有システム RevSIGN	(株)建設システム
B e i n g C o l l a b o r a t i o n	(株)ビーイング
b a s e p a g e	川田テクノシステム(株)

- 3 受注者は、情報共有システムを利用する場合には、発注者における利用者について、発注者と協議のうえ情報共有システムの利用を図ること。
- 4 システムの対象書類は、工事打合せ簿にて受発注者間でやり取りを行うものを対象とする。
- 5 システムを利用する場合、紙での提出は不要とする。
- 6 電子納品・成果品の保管については、電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔出雲市〕に基づき、実施する。システムで作成・決裁した工事等帳票は電子納品のその他フォルダに格納する。
- 7 システム使用に要する登録料及び利用料は技術管理費として共通仮設費率に含まれる。

第11条 出雲市建設キャリアアップシステム（CCUS）活用推進工事について

- 1 出雲市建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の実施については、工事請負契約締結後の受注者からの希望によるものとする。
- 2 CCUSの費用計上を希望する受注者は、工事請負契約締結後、監督員に工事打合簿（様式は出雲市ホームページに掲載の「着手時記載例」）を提出し、対象期間終了後、すみやかにCCUSの実施状況を工事打合簿（様式は出雲市ホームページに掲載「完了時費用請求記載例」）にて報告するものとする。
- 3 CCUSについて、工事成績評定要領に基づく加点を希望する受注者は、工事請負契約締結後、監督員に工事打合簿（様式は出雲市ホームページに掲載の「着手時計測日記載例」）を提出し、対象期間終了後、すみやかにCCUSの実施状況を工事打合簿（様式は出雲市ホームページに掲載「完了時利用項目記載例」）にて報告するものとする。

第12条 建設工事ウィークリースタンスについて

1 本工事は、ウィークリースタンス対象工事である。

2 取組内容

受発注者が取り組む内容は次のとおりとし、双方、工事の進捗に差し支えない範囲で取り組むものとする。

- (1) 月曜日など休日明けを依頼の期限日としない
- (2) 水曜日（ノー残業デー）は定時に退社・退庁する
- (3) 金曜日など休日前に依頼をしない
- (4) 定時間際や勤務時間外に依頼をしない
- (5) 勤務時間外に打合せ、現場立会を行わない
- (6) 作業期間を確保した期限日を設定する
- (7) 前各号のほか、受発注者間で協議した現場環境改善に関する取組

3 実施方法

初回打合せ時に、本取組の目的及び内容を説明し取組目標を確認すること。

第13条 工事現場の現場環境改善等について

1 工事現場の現場環境改善等は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

2 現場環境改善等（率計上分）の内容については、別表第1を参考に、原則として計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容とし、実施にあたっては工事打合せ簿により発注者と協議を行い決定するものとする。

なお、現場環境改善等（率計上分）は災害復旧工事の対象としない。

3 現場環境改善等（積上げ計上分）の内容については、別表第2のとおりとする。

なお、対策に必要な施設・設備等の種類や規模及び設置期間については、工事打合せ簿により発注者と協議を行い決定するものとする。

4 現場環境改善等については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

5 工事完了時には、現場環境改善等の実施写真を提出するものとする。

6 本特記仕様書によるものは、工事成績評価の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象とはならない。

7 現場環境改善等に要する費用は当初設計には含めず、実施の要否、対策の妥当性を確認のうえ変更設計により計上するものとする。

【別表第 1】

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設関係）	1. 昇降設備の充実、2. 環境対策の充実、3. I C T設備の充実 4. 作業負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛星設備・厚生施設の充実
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 携帯電話の圏外地域における非常時の通信手段確保（衛星通信等） 4. 健康関連施設の充実、5. 野生生物・害虫対策
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、P R看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・監理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

【別表第 2】

計上費目	実施する内容（積上げ計上分）
現場環境改善 （安全関係）	1. 熱中症対策 （現場の施設や設備に関するものとし、作業員個人に対するものは対象外）※ 2. 防寒対策

※作業員個人に対する熱中症対策費用は、現場管理費の補正により計上する。

第 1 4 条 請負業者賠償責任保険への加入

請負代金（税込契約額）が 1 3 0 万円を超える工事については請負業者賠償責任保険（第三者保険）に加入すること。なお、工事ごとに契約する方法（スポット契約）と保険期間中の全工事を包括的に契約する方法（年間包括契約方式）のいずれも可とする。また、両者の併用も可とするが下記の補償額以上であること。

1 補償額 1 事故につき 1 億円以上とし、内訳は次のとおりとする。

（1） 対人賠償 1 名につき 1 億円以上

- (2) 対物賠償 1 事故につき 1 億円以上
- 2 期 間 付保の期間は現場着手日以前から完成予定日以降とする。なお、変更契約により工期が延長となった場合は、保険期間も延長すること。
- 3 被保険者の範囲
 - (1) 出雲市（発注者）
 - (2) 受注者ほか全ての下請負人
- 4 免責額を設定する場合は、50 万円を限度とする。
- 5 付保証明書（写し）の提出

速やかに保険に加入し、付保証明書の写しを現場着手までに提出すること。年間包括契約方式に加入している場合も、付保証明書の写しを提出すること。また、変更契約により工期が延長となった場合は、保険期間を延長した付保証明書を提出すること。

第 15 条 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

ついては、出雲市建設工事請負契約約款第 50 条（火災保険等）に基づき、法定外の労災保険への付保の状況を確認するため、その証券又はこれに代わるものの写しを提出すること。

建設発生土の利用または搬出に関する特記仕様書

1. 建設発生土の利用

該当なし

本工事に使用する土砂は、下記の工事あるいはストックヤードからの建設発生土を利用するものとする。
なお、搬出側工事等のやむを得ない事情により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。

記

1) 工事（ストックヤード）名	:				
2) 工事（ストックヤード）場所	:				
3) 土量	:	m ³ 、土質:	運搬距離:	km	
4) 搬出予定時期	:				
5) 受注者（ストックヤード管理者）	:	担当者名	:	TEL()	-
6) 留意事項	:				

2. 建設発生土の搬出：工事間流用

該当なし

本工事に伴い発生する土砂は、下記工事へ流用するものとする。
なお、流用先工事のやむを得ない理由により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。

記

1) 工事名	:				
2) 工事場所	:				
3) 土量	:	m ³ 、土質:	運搬距離:	km	
4) 受入予定時期	:				
5) 受注者名	:	担当者名	:	TEL()	-
6) 留意事項	:				

3. 建設発生土の搬出：同一工事内の埋土地等への流用【同一工事内利用】

該当なし

本工事に伴い発生する土砂は、同一工事内の埋土地等への搬出、あるいは下記受入地（施設）へ搬出（又は仮置）するものとする。
なお、受入施設での受入が困難となった場合など、明示した施設と異なる施設へ搬出せざるを得ない場合は、監督職員と協議すること。

記

1) 受入地（施設）名称	:			
2) 受入場所	:			
3) 土量	:	m ³ 、土質:	運搬距離:	km
4) 留意事項	:			

4. 建設発生土の搬出：発注者が指定する受入地への搬出

本工事に伴い発生する土砂は、以下の要件を満たす下記受入地に搬出するものとする。

なお、指定する受入地以外に搬出する場合は、下記要件を満たす受入地であることを確認し、監督職員と協議のうえ、建設発生土受入地届を提出すること。
（要件）

- ア 関係法令等で必要な許可を受け、日常の管理も許可条件を遵守して行われること。
- イ 里山等の自然環境を損なうものでないこと。
- ウ 安全管理や環境配慮等が十分なされていること。
- エ 周辺住民の苦情等がないこと。
- オ その他、必要な要件が整っていること。

記

1) 受入地（施設）名称	:	出雲南部地区残土処理場			
2) 受入場所	:	出雲市佐田町須佐			
3) 土量	:	30 m ³ 、土質:	砂質土	運搬距離:	13.5 km
4) 留意事項	:				

【建設発生土の搬出量が500m³以上の場合】

資源有効利用促進法省令（第20号第8条第3項）に基づく確認事項について別紙に示す。

建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

- 建設廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び島根県建設副産物処理要領に基づいて行うこと。
- 建設廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理法の許可を得た業者に委託するか、個別指定を受けて適切に処理すること。この場合は、書面で委託契約を締結し、工事完成時に委託契約書を提示すること。
- 建設廃棄物が適正に処理されたことを産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより確認し、処理完了後にD票及びE票、または電子マニフェストから印刷した受渡確認表（J W N E Tのロゴマーク付き）を提示すること。
また、マニフェストをもとに種類毎の処理量の集計表（様式は問わない）を作成し、提出すること。
- 受注者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面・写真等の資料を提出すること。
- 建設廃棄物の処理について、管轄の保健所と協議した場合はその資料の写しを提出すること。
- 本工事の施工に伴い発生した建設廃棄物は、以下により処理すること。

（１）コンクリート塊

コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で20キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

（２）アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径40キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

【該当しない場合は以下を削除】

また、再生加熱アスファルト混合物としてリサイクルを推進するため、原則次の条件を満たす施設へ搬出すること。

再生アスファルト骨材用受入施設

- ・再生アスファルト合材施設
- ・中間処理施設のうちアスファルト・コンクリート塊を再生アスファルト骨材用として、再生アスファルト合材施設へ搬出する施設

なお、再生アスファルト骨材用受入施設は島根県ホームページの「しまね再資源化施設情報検索システム」(<http://web-gis.pref.shimane.lg.jp/Recycle/>)において「A s コンクリート塊（再生A s 骨材用）」として登録されているので確認すること。

- 本工事の施工に伴い発生する建設廃棄物は、下表に示す処理施設への搬出を計画している。

なお、次表は積算上の条件明示であり、明示する処理施設での受け入れが困難となった場合などにより、明示する施設と異なる施設へ搬出せざるを得ないなどの場合は設計変更の対象とする。但し、受注者の責による場合はこの限りではない。

また、アスファルト・コンクリート塊の搬出先については、上記6（１）の条件を満たさない施設を選定する場合には、監督員と協議すること。

廃棄物処理施設

建設副産物の種類	鉄筋コンクリート	無筋コンクリート	アスファルト・コンクリート塊	建設汚泥 (中間処理～最終処分)	その他 (伐木材)
①受け入れ場所					(株) 三原組
②受け入れ時間帯					8:15～17:00
③受け入れ費用	受け入れ費用については、平日を見込んでいます。				
④仮置き等					

概算数量に関する特記仕様書

1. 本工事において、下記項目の数量は概算数量である。概算数量とは標準断面図などにおいて代表的な幅、長さ、宣長、断面積などの数量を示し、これにより算出した工事数量のことをいう。

名称	規格	単位	数量
伐採工		m ² .	405
集積工		m ²	405
積込工		m ²	405
建設発生木材運搬	処分	台	27
建設発生木材運搬	有価木	台	1
枝葉・幹処分費		空m ³	70
有価木売却費		t	4

2. 概算数量として扱う項目は、着工前に監督員と協議し、変更設計図面及び工事数量を工事打合せ簿により確定すること。

3. 概算数量は、必要に応じて設計変更するものとする。

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
1. 工程関係	1. 関連する別途発注工事 ☐ あり ☒ なし	調整項目 ☐ 土砂・資材の流用 ☐ 仮設又は工事用道路の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他 () 調整が必要な工事名: 調整が必要な工事の工期:
	2. 施工時期、施工時間及び施工工法の制限 ☐ あり ☒ なし	制限される工種名: 施工時期及び施工時間: 施工方法:
	3. 他機関等との協議が未完了 ☐ あり ☒ なし	協議機関名: 協議完了見込み時期:
	4. 他機関等協議による工程条件 ☐ あり ☒ なし	制限される工種名: 施工期間:
	5. 占用物件工事との工程調整 ☐ あり ☒ なし	占用物件名 ☐ 電気 (工事時期:) ☐ 電話 (工事時期:) ☐ 水道 (工事時期:) ☐ ガス (工事時期:) ☐ その他 (工事時期:)
	6. 漁業協同組合との調整 ☐ あり ☒ なし	漁業協同組合名: 内水面漁業協同組合については島根県公共工事共通仕様書特記事項による
	7. 工期	予定工期:130日
	8. 週休2日工事の試行対象工事 ☒ あり ☐ なし	☒ 発注者指定型 ☐ 受注者希望型
	9. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
2. 用地関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 用地補償物件の未処理箇所 ☐ あり ☒ なし	未処理箇所 ☐ 別添図等 ☐ No. ~No. 完了見込み時期：
	2. 仮設ヤードの指定 ☐ あり ☒ なし	仮設ヤード ☐ 官有地 ☐ 民有地 使用期間： 別添図面等 ☐ ヤード位置図 ☐ ヤード平面図 (面積： m ²) 使用条件・復旧方法： 占有料又は借上費 ☐ 必要 ☐ 不要
	3. その他 ☐ あり ☒ なし	内容：
3. 公害対策関係	1. 施工方法、建設機械・設備等の制限 ☐ あり ☒ なし	制限項目 ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ その他 ()
		☐ 施工方法 ☐ 指定工法名： ☐ その他：
		☐ 建設機械・設備 工種：
		☐ 作業時間 ()
		☐ その他 ()
	2. 事業損失防止に関する調査 ☐ あり ☒ なし	調査項目 ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 近隣家屋の事前・事後調査 ☐ 地下水位等の調査 ☐ その他 () 調査方法 ☐ 別途資料 ☐ 別途協議 調査費 ☐ 計上あり ☐ 別途協議
3. その他 ☐ あり ☒ なし	内容：	

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
4. 安全対策関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 交通安全施設関係の指定 ☐ あり ☒ なし	☐ 交通安全施設等の配置 ☐ 別添図 ☐ その他 () ☐ 交通誘導員の配置 配置人員: 人(内、交通誘導員A 人)
	2. 近接公共施設等に対する制限 ☐ あり ☒ なし	近接公共施設名 ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ その他 () ☐ 施工時間の制限 施工時間: ☐ 作業制限 制限を受ける工種: 制限内容:
	3. 落石、土砂崩落又は発破作業等に対する防護施設 ☐ あり ☒ なし	防護施設等の配置 ☐ 別途資料 ☐ 別途協議 設置期間:
	4. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
5. 工事用道路関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 一般道路(搬入路)の使用制限 ☐ あり ☒ なし	経路 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ 使用期間 () ☐ 使用時間 () ☐ 使用中及び使用後の措置 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議
	2. 仮設道路の設置条件 ☐ あり ☒ なし	構造・延長等 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ 安全施設等 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ 使用中及び使用後の措置 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議
	3. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:
6. 仮設備関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 仮設備の引渡し又は引き継ぎ ☐ あり ☒ なし	引き渡す(引き継ぎを受ける)仮設備: 引き渡す(引き継ぎを受ける)工事名: 引き渡す(引き継ぎを受ける)時期: 引き渡し時(引き継ぎを受ける時)の条件:
	2. 仮設物の構造及び施工方法の指定 ☐ あり ☒ なし	構造・設計条件 ☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 施工方法の指定 工法名: ☐ 設計条件の指定 制約事項:
	3. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
7. 残土・建設廃棄物関係	1. 残土処分地の処理条件 ☐ あり ☒ なし	☐ 押土・整地 ☐ その他 () ☐ 受入側の制約 制約事項:
	2. 建設廃棄物の処理条件 ☐ あり ☒ なし	☐ 処分場の指定 施設名: ☐ 受入側の制約 制約事項: ☐ その他 ()
	3. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:
8. 工事支障物件等	1. 工事支障物件 ☐ あり ☒ なし	支障物件名 ☐電気 協議 ☐済み ☐未了 位置: 移設時期: ☐電話 協議 ☐済み ☐未了 位置: 移設時期: ☐水道 協議 ☐済み ☐未了 位置: 移設時期: ☐ガス 協議 ☐済み ☐未了 位置: 移設時期: ☐その他 協議 ☐済み ☐未了 位置: 移設時期:
	2. 試掘調査 ☐ あり ☒ なし	調査箇所数: 箇所 位置:
	3. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
9. 排水工 (汚水処理を含む) ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 汚水・泥水の排水制限 ☐ あり ☒ なし	内容
	2. 水質調査 ☐ あり ☒ なし	調査項目
	3. 水中ポンプ ☐ あり ☒ なし	口径: 台数: ☐ 常時排水 ☐ 作業時排:
	4. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
10. 薬液注入	1. 薬液注入 ☐あり ☒なし	工法区分: 注入材料 ☐溶液型 ☐有機 ☐無機 ☐懸濁型 ☐瞬結 ☐中結 ☐長結 施工範囲 対象土量: m ³ 対象範囲の土質: 削孔 削孔間隔及び配置: 削孔総延長: 削孔本数 注入量 総注入量: 土質別注入率: その他

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
11. その他	1. 工事用資機材の保管又は仮置き場の指定 ☐ あり ☒ なし	場所: 期間:
	2. 現場発生品 ☐ あり ☒ なし	品名: 引渡場所: 運搬距離:
	3. 植栽保険 ☐ あり ☒ なし	樹木名・本数等:
	4. 中間検査 ☐ あり ☒ なし	検査回数: ☐ 1回 ☐ 2回
	5. 部分使用 ☐ あり ☒ なし	部分使用範囲: 目的: 部分使用期間:
	6. 技術管理上特に必要な資料 ☐ あり ☒ なし	資料名:
	7. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:

工事数量総括表

頁0-0001

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費	林道毛津線落石対策工事						
開設				式			
道路土工							
掘削工							
掘削（土砂）							
	掘削 土砂 上記以外(小規模) 標準						
		30	m3				
	積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準)						
		30	m3				
	土砂等運搬 小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間無し 距離19.0km以下(13.0km超)						
		30	m3				
処分費等（直工分）							

工事数量総括表

頁0-0002

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	残土処分費										
		30		m	3						
落石防止工											
落石防止網工											
ロックネット											
防護柵設置工(落石防止網) 金網ロープ設置 亜鉛メッキ3,4種(Z-GS3,4)_線径2.6mm [規]500m2以上(金網設置面積)		784		m	2						
防護柵設置工(落石防止網) アンカー設置 D25mm×長1,000mm [規]金網設置面積_500m2以上		27		箇	所						
防護柵設置工(落石防止網) アンカー設置 高耐力アンカー(プレート羽根付)_長1,500mm [規]金網設置面積_500m2以上		11		箇	所						
防護柵設置工(落石防止網) アンカー設置 D22mm×長1,000mm [規]金網設置面積_500m2以上		7		箇	所						
直接工事費											
					式						

工事数量総括表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
準備費						
			1 式			
木根等処分費						
			式			
伐採工						
	405		m ²			
集積工						
	405		m ²			
積込工						
	405		m ²			
ダンプトラック建設発生木材運搬 オンロード・ディーゼル・4t積級 往復距離 27.6km						
	27		台			
ダンプトラック建設発生木材運搬 オンロード・ディーゼル・4t積級 往復距離 39.4km						
	1		台			
処分費等（準備費分）						
建設発生木材処分費						
	70		m 3			

工事数量総括表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	有価材買取										
		4		t							
共通仮設費（率分）											
				1	式						
共通仮設費計											
純工事費											
現場管理費											
				1	式						
工事原価											
一般管理費等											
				1	式						
工事価格											
消費税及地方消費税相当額											
				1	式						

工事数量総括表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
工事費											
工事価格計											
消費税及地方 消費税相当額											
工事費計					1式						